

利用者のために

1 木材流通構造調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、木材統計調査の一環として、木材の流通構造の現状を明らかにし、木材の需給及び価格の安定対策、木材流通改善対策等の基礎資料を作成することを目的として実施した。

(2) 調査の根拠

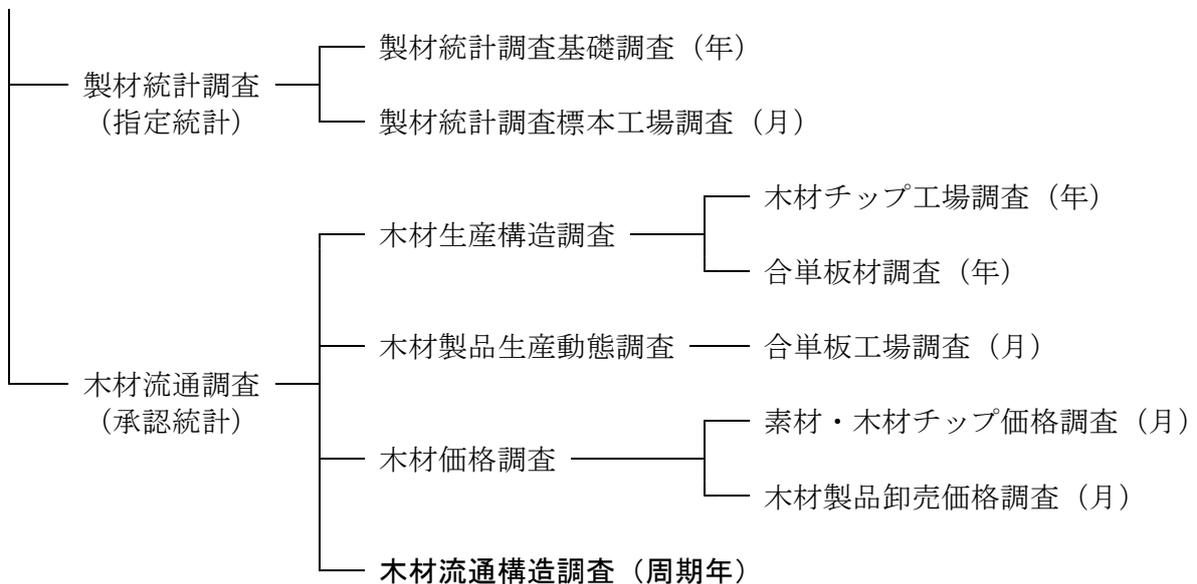
調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査として実施した。

(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系

木材統計調査



注：（ ）内の年は年調査、月は月別調査、周期年は周期年調査を示す。

なお、木材流通構造調査以外の調査の調査結果については、別途「平成13年木材需給報告書」に掲載した。

(5) 調査対象

ア 工場関係

(ア) 製材工場

- a 製材用動力の出力数が150.0kW以上の工場 … 全数調査
- b 製材用動力の出力数が7.5kW以上150.0kW未満の工場 … 標本調査 (1/6系統抽出)

(イ) 合板工場 … 全数調査

(ロ) プレカット工場 … 全数調査

(エ) 集成材工場 … 全数調査

イ 流通業者関係

(ア) 木材市売市場 … 全数調査

(イ) 木材センター … 全数調査

- (ウ) 木材販売業者
 - a 年間取扱量5,000㎡以上の業者 … 全数調査
 - b 年間取扱量5,000㎡未満の業者 … 標本調査 (1/6系統抽出)

ウ 次のものは、調査対象から除外した。

- (ア) 調査期日現在からさかのぼって3か月以上休業しているもの。
- (イ) 国及び公共機関に属するもの。

(6) 調査事項

事業所数、入荷先別入荷量、出荷先別出荷量

(7) 調査の単位

この調査は事業所単位である。同一経営主体（経営者）が二つ以上の場所で工場を経営している場合や、木材販売業者の本店、支店、営業所等は、その個々の事業所がそれぞれの場所ごとに調査の対象とした。

(8) 調査の期日

平成13年12月31日現在で過去1年間について調査した。

なお、本調査は周期年調査として実施しており、前回調査は平成8年、前々回調査は平成3年に実施した。

- ・平成8年調査の調査対象：プレカット工場及び集成材工場
- ・平成3年調査の調査対象：製材工場、合板工場、木材市売市場、木材センター及び木材販売業者

(9) 調査方法

工場については、調査客体の代表者に対する調査員の面接・聞き取りの方法又は、協力が得られる客体に調査票を配布して行う自計申告調査の方法により実査した。

木材流通業者については、調査客体の代表者に対する出張所職員の面接・聞き取りの方法又は、協力が得られる客体に調査票を配布して行う自計申告調査の方法により実査した。

(10) 取りまとめの方法

集計は、都道府県ごとに行った。全数調査については、調査値を合計した。製材工場及び木材販売業者については、標本調査階層では調査値を用いて比推定で推計値を作成し、これに全数調査階層の調査結果を加えて算出した。全国結果は都道府県別推定値を積み上げて作成した。